

早稲田大学博士論文概要書

ディシプリンとしての憲法学

——フランス第三共和制憲法学の誕生・展開・変容——

早稲田大学大学院法学研究科

春山 習

## 序章

本稿は、ディシプリンとしての憲法学という観点から、大学制度との関連を重視し、フランス第三共和制期における憲法学の誕生、展開、変容を明らかにしようとしたものである。従来の研究では、憲法学というディシプリンは当然の前提として措定され、主に理論家たちによって主張されている内容そのものが検討されていた。しかし、講座制をとる第三共和制期の大学において憲法学という講座が設置され、法学部にとって必要不可欠なものとなるのは19世紀後半になってからである。1804年に制定されたフランス民法典を基礎とし、それに基づいて法律家を養成するために創設された法学部にとって、憲法学は、実務家としての法律家を養成するという目的に照らせば、端的に言って余剰だったのである。このようなディシプリンの消息が、その言説内容に影響を与えないはずはない。したがって、憲法学を当然の枠組みとして措定するのではなく、フランスにおいてどのようにこのディシプリンが確立されるようになったのかという側面を明らかにしたうえで、個々の学説を検討すべきなのである。第三共和制期に注目したのは、フランスにおいても日本においても、近代立憲主義の原型として、そして近代的な憲法学の原型として第三共和制期が位置づけられているからである。一言でいえば、本稿は知識社会学的なアプローチによる学説史研究である。

実際に、このような問題意識を持つ研究動向がフランスで現れている。たとえば、フランスの公法学者であるドニ・バランジェ、オリヴィエ・ボー、アルメル・ド・ディヴェレックらを中心とする『政治法 (Jus Politicum)』プロジェクトを挙げることができよう。創刊にあたって、この雑誌『政治法』は、次のように述べている。「憲法は、ますます、裁判官によって行われる司法審査を唯一の出発点として分析されている。それにもかかわらず、憲法が提起する諸問題はさらに大きなものとなっている。これらの問題は、訴訟からのアプローチのみには還元できず、規範の単なる分析にも帰することはできない。本誌の創刊者たちは、法的現象と政治的問題を対立させるのではなく、その反対に、憲法はこの両者の収束点に身をおいて初めて、その十全たる意義を持つことになるのだと確信している。」

ここには、フランスの違憲審査制の進展ないしはヨーロッパレベルでの裁判による人権保障の興隆に伴って、現代フランス憲法学が、いわゆる憲法訴訟一辺倒になってしまっているという現状認識を背景に、裁判や訴訟のみに、すなわち、訴訟や規範の単なる分析のみに憲法を還元することへの批判が見てとれる。言い換えれば、この批判は、裁判という場のみが「法的」であることを担保し、それ以外の事は「政治的」として憲法学から排除するという前提を問題にしているのである。また、ギョーム・サクリスト (Guillaume Sacriste) によって2012年に上梓された『憲法学者の共和国』もまた、共和主義イデオロギーと憲法学との関係性を主張するものであり、近年のフランスにおける憲法学史研究の活性化に大きく貢献した。こうした試みは、ディシプリンの政治的、社会的な側面にも目を向けることで、現代における憲法学のディシプリンとしての意義にも再検討を迫るものと評

価することができる。その意味で、本稿は歴史的な研究が中心であるけれども、極めてアクチュアルな意味を持つのである。

以上のように、本稿はフランス第三共和制期の憲法学の歴史を、ディシプリンの観点を重視して検討するものである。ところで、日本における先行研究でも、この時期のフランス憲法学の特徴については問題になってきた。特に、樋口陽一によってフランス憲法学の「政治学的傾向」が主張され、高橋和之によってエスマンに代表される「伝統的国家理論」と、デュギに代表される「社会学的国家理論」とが対置されてきた。しかし、これらの先行研究はディシプリンとしての憲法学という観点を欠落させている。フランスにおける最新の研究動向をも踏まえ、制度的な観点からの再検討が必要である。そうすることで、第三共和制憲法学が持っていた「政治学的性質」とは具体的にどこか、なぜそのような傾向を持つに至ったのか、エスマンが「伝統的」であるという位置づけは妥当か、ということについて新たな知見を得ることができると考えられる。

## 第1章 19世紀フランスにおける大学改革と憲法学

本章は、19世紀のフランスにおける大学制度がいかなるものであったかを明らかにし、そこでの法科ファキュルテ（法学部）の社会的意義を確認する。そのうえで、普仏戦争での敗北を契機とした大学改革がどのような影響を法学というディシプリンにもたらしたかを検討する。憲法学が誕生するのはこの一連の経緯の中からである。

ナポレオンによってパリに設置された帝国大学の内実は、それぞれ独立した単科大学のようなものであった。1808年までに神学部、法学部、医学部、文学部、理学部が設置された。現代においてイメージされる総合大学は1896年に初めて制度化される。当時、国家的エリートである教師や軍人は、グランド・ゼコールの先駆けである理工科学学校や、高等師範学校において養成されており、一般的な教養教育は文学部と理学部が担当していた。神学部、法学部、医学部は、聖職者、法曹、医師を養成するための職業訓練校のようなものに過ぎなかった。その基礎にある思想は、自由な研究という目的と教育という目的は別であり、しかも後者が圧倒的に重視されるべきであるというものである。さらに、この基本的な発想には、国家エリートを育成するグランド・ゼコールとそのほかの一般的教養を身につけるファキュルテは別であるという、ナポレオン以来フランスで一般的となった高等教育観が反映されている。フランスの知的ヒエラルヒーの中で、大学は低い地位しか与えられておらず、その社会的機能も実務家養成に限定されていたのである。

このような状況が一変するのが1870年の普仏戦争での敗北である。敗戦の大きな原因の一つとして挙げられたのが、特に自然科学における学問的な格差であった。フランスの科学を振り興してドイツに追いつき、共和主義的な国民形成によってフランスの統一を図ることが焦眉の課題となり、そのためには大学制度の改革が必要不可欠であった。この経緯からして、大学改革において、自然科学をモデルとした科学 (science) 性が最重視されたのも必

然的であった。結果として、いわゆる社会科学とされる学問が大学に設置されることになった。例えば法史学、社会学、政治経済学（経済学）、統計学、産業法、植民地法などである。憲法学はその中の一つとして設置された。憲法学の誕生を理解するには、こうした消息を踏まえなければならない。この点、サクリストは、この時期に、共和派の政府によって、共和主義イデオロギーを伝播するために憲法学講座が設置されたと主張する。憲法学という学問のイデオロギー性を強調するのである。しかし、改革の結果として設置されたのは憲法学だけではないし、共和派が政治をコントロールする 1879 年以前から大学改革は議論されてきたのである。憲法学の誕生をイデオロギー性のみで還元することは難しい。

むしろ、憲法学における実証主義的方法の摂取は、憲法学を取り巻く、法学に限らない新たな学問領域の影響と伝統的法学との区別に基づいていた。これらの前提条件を形成したのは、伝統的な法曹養成ないし法学教育から、より広くエリート層を育てようと方針を転換した法科ファキュルテ内部におけるディシプリンの再編成であった。すなわち、一方で、法律家の養成という使命から切り離されることによって、憲法学は、旧来的な法学教育にとどまらない新たな学問領域として民法やローマ法などの伝統的法学と自らの差別化を図らなければならなかった。他方で、実務家養成とは無縁のものだとしても、法科ファキュルテ内部の学問であると規定されることによって、憲法学と同時期に新たに創設された社会学や政治経済学系の学問に対しては、あくまで憲法学は法学の一領域であることを主張しなければならなかったのである。憲法学は、伝統的法学と、新たな科学的学問との狭間に誕生した。この両者の関係性をいかにとり結ぶかが、ディシプリンとしての憲法学の重要な課題だったのである。その課題への解決は、方法論の次元に最もよく現れると考えられる。したがって、次章以降で、方法論の次元を重視しつつ、その結果としていかなる憲法学が構築されたのかを検討するのである。

## 第 2 章 公法学の構想：フェルディナン・ラルノードの公法学

憲法学と並んで、1894 年に新たに設置された講座が一般公法学である。その初代講座担当者がフェルディナン・ラルノードである。まとまった著作を残していないためであると思われるが、日本における先行研究は皆無である。しかし、ディシプリンとしての憲法学という観点からみると、憲法学をその本質的要素とする公法学という学問が、どのように構想されていたかは極めて重要である。また、現代においても代表的な公法専門雑誌である公法雑誌（RDP：Revue du droit public et de la science politique en France et à l'étranger）を創刊したのは他ならぬラルノードであった。専門雑誌の創刊は、ディシプリンの形成に大きく寄与すると思われるから、ラルノードの言説を検討する必要がある。

ラルノードは、大学改革の成果を前提にしながら、狭義の法学とは異なる、しかし共通した素地を持つディシプリンとしての公法学を構想し、プラットフォームとしての専門雑誌を創刊した。その意義は、本稿の観点からみたと、決して過小評価されるべきではない。そ

ここでは伝統的法学とは異なる政治学的方法なるものが認識されており、公法学との折衷が図られている。それは後に比較法と歴史的方法へと具体化された。しかし、帰納と演繹という「伝統的法学方法論」ないしは「狭義の法学方法論」の重要性もまた承認されていた。ラルノードはその折衷的方法をとりつつも、狭義の法学にはとどまらない、国家を対象とする学問を公法学として構想した。対象によって学問が規定されるのである。そしてそれは、制度上、政治学ないしは政治経済学として位置づけられることによって可能になったといえる。

### 第3章 憲法学の誕生：アデマール・エスマンの憲法学

アデマール・エスマンは、法史学講座担当教授であったが、1889年に学士課程に憲法学が講義されるようになってから6年間これを担当した。その成果が1896年に出版された『憲法原理』である。『憲法原理』は、初の体系的な憲法学の著書であり、その著書自体が第1、2章で明らかにしたような諸条件の総体であったといえる。この意味で、本稿は『憲法原理』の出版をもって第三共和制における憲法学の誕生とみなす。

エスマンは、何よりも、諸個人にはるかに優越する力を持つ「国家 (État)」という現象を法的に把握しようとした。個人を対象とする私法とは異なり、国家を正面から捉えようとしたのである。しかし、この把握の仕方は、モンテスキューやルソーなどの啓蒙思想家と同じではなかった。すなわち、彼らが権力分立論や社会契約論といった普遍的、一般的な理論を主張するのに対し、エスマンは、そうした理論を積極的に摂取し、普遍的な原理および制度類型を公理としながらも、それぞれの国の社会や歴史に起因する相違をも把握しようとした。概説書の構成にそれが現れている。また、社会契約論のように国家の生成や社会の成り立ちから説明しようとするのではなく、すでにある国家を対象とし、これを法学的に説明することを試みた。法学的であることは、主に伝統的な法学の方法論をも用いた説明と、法典への依拠によって担保された。さらに、啓蒙思想家とは異なり、エスマンが対象とした国家とは、フランス革命を経て、官僚制を整備しつつある強大な近代国家であった。その法的分析においてエスマンの依拠した諸原理および制度類型は出発点であり、ドグマである。エスマンによるドグマティックな方法論はここに根差している。エスマンの「政治学的傾向」が強調されてきたが、エスマンは、いわゆる法学的な方法論をも重視しており、実証的方法だけがことさらに強調されているわけではない。政治経済学的な知や「自然科学」とされる社会学は、国民主権論などにみられるように、憲法学のドグマを構築する前提ないしは論証の手段であり、歴史と比較法によって憲法学の「科学」性は担保された。このような法学と社会科学の関係性のとり結び方は、基本的にラルノードの構想と同一といえる。

このような方法論に基づき、エスマンは、国民主権論を基軸に国家形態と統治形態という類型を立て、フランス第三共和制を位置づけた。エスマンにとって国民主権とは、フランスという国家を形成する国民の集合体が存在するという事実を意味し、また、現在のフランス

を構成する国民が、主権者として政治的意思を表明するという法的な原理をも意味している。これこそがフランスの国家形態である。もっとも、国家形態と統治形態は区別されなければならない。主権が国民にあるからといって、古代の国家のように、国民が、あらゆることを、何らの制約もなしに直接決定することはできない。現代における主権者の役割とは、統治を委任する代表者を、法律に従って選任することである。この合法的統治と代表統治こそがフランスの統治形態である。代表者は憲法に規定された範囲内において広い裁量を持って統治にあたるのであり、国民の意思を常に実現すべきであるとする、いわゆる半代表制は、フランスの統治原理からの逸脱である。エスマンにとって世論とはあくまで「事実上」の主権であり、法的な位置づけを与えられてはいない。もっとも、代表者が世論に配慮して行動することは妨げられるわけではない。こうしてエスマンは、君主制を明確に否定し、かつ、直接民主主義的要素を排除しつつも、民意を無視することのない理論を構築し、フランス第三共和制の国家のあり方を定式化したのである。これは、樋口陽一のいう「ルソー＝ジャコバン型」国家に適合的な国家論であるといえる。

このようにして、エスマンは憲法学の対象および方向性を規定した。啓蒙思想家と異なると、エスマンが大学を去ったとしてもまた別の人物が憲法学を継受することになる。19世紀末以降には、パリ大学だけでなく、全ての地方大学にも憲法学講座が置かれたから、そこから「憲法学者」という集団が生まれてくることになる。将来政治家や官僚となる大学生などの知的エリート、そしてあらゆる憲法学者がエスマン憲法学を読み、賛成あるいは反対する言説空間が形成されるのである。その言説空間は、決して単なる憲法典の解釈ではないし、逆に実証主義的な観察のみに尽くされるわけでもない。この意味で、エスマンは、憲法学が対象とするもの、すなわち憲法 (Constitution) の定義よりも憲法学 (droit constitutionnel) というディシプリンをより重視したように思われる。

#### 第4章 憲法学の展開：レオン・デュギ、モーリス・オーリウの憲法学

ラルノード、エスマンは伝統的法学方法に科学的方法を折衷したが、この両者の関係性を別のかたちでとり結んだのがデュギとオーリウであると位置づけることができる。先行研究のように、デュギ、オーリウをエスマンと単純な対立関係に置くのでは、大学改革の潮流において憲法学が自律していったことの意義は希薄化してしまう。むしろ彼らは、エスマン、ラルノードが規定した「科学的」な方向性と、伝統的な「法学」との関係性の中で、デュルケムやタルドといった先進的な社会学に依拠することで、それぞれ憲法学のアイデンティティを確立しようとしたのである。この観点からみれば、彼らは単純な対立関係にあるとはいえない。国家、社会を基礎づけるという課題もエスマンと同様であった。

両者はより「社会」に目を向け、その中に国家を位置づけた。エスマンのように1875年の憲法的法律の内側から国家を正当化するのではなく、社会の中に国家を位置づけ、社会を法の基盤とすることで、当時の変動する国家を正当化し、かつ制限する理論を構築したので

ある。両者の間には相当の差異があるけれども、ディシプリンとしての憲法学、ひいては法学をも再構築する射程を持っていたといえよう。両者の類似性は、狭義の法学にとらわれることなく、広い意味での社会学を取り入れることによって生まれた。両者の同時代性およびフランスで初めて社会学講義が置かれたボルドー大学で学んだことは、この傾向にとって偶然ではないであろう。両者はエスマンが法学から放逐した領域を大胆に取り入れ、国家論としてまとめあげた。それによって、それぞれ大きく異なる部分は持つけれども、エスマンに匹敵するグラント・セオリーを打ち立てた。しかしながら、両者のグラント・セオリーは、デュギにおいては徹底的な科学性の志向によって、オーリウにおいては独自の神学思想と独創的な制度理論によって、伝統的な法学との間で緊張関係を持たざるをえなかった。

## 第5章 憲法学の変容：ジョゼフ・バルテルミの憲法学

ジョゼフ・バルテルミは、1874年に生まれ、エスマンの次世代の憲法学の旗手としてパリ大学で活躍した学者である。ジョゼフ・バルテルミが憲法学者となった時代には、すでに大学改革は一区切りをつけ、エスマン、ラルノーはパリ大学で確固たる地位を占めていた。他方でデュギ、オーリウも大家となりつつあった。実際、バルテルミはオーリウに薫陶を受け。こうした時代において、バルテルミの憲法学が担った課題はエスマンらと同じではなかった。「国家」はすでに存在するものとして、特別な正当化は不要であり、憲法学それ自体のアイデンティティは、国家内部の組織の改善と人民の自由を保障することであった。彼の憲法学はエスマンの政治学的方法を受け継ぎ、また、デュギのリアリズムも受け継ぎ、オーリウの自然法論的発想も受け継いでいる。この意味でバルテルミは、第三共和制憲法学なるものがまとめられるとすれば、その象徴的存在であるともいえる。

バルテルミの憲法学の形成には、エスマンらとバルテルミとが一世代離れていることが大きく寄与している。なぜなら、その間には博士課程の法学と政治経済学との分離（1895年）、学問の専門分化のためのアグレガシオン改革（1896）という断絶面が存在するからである。エスマンらとは異なり、バルテルミは教授資格を得た時点で公法学の専門家だったのであり、したがって、先人たちのように国家理論や憲法を支配する原理から出発し、ディシプリンを模索する必要はなかった。バルテルミに必要なのは、議会におけるデモクラシーの実現という具体的な問題であり、現実の諸問題をいかにその中で解決するかということであった。それこそが憲法学の課題に他ならない。こうした傾向は、議会制を維持したまま戦勝国となったものの、その後遺症が深刻となった第一次世界大戦後の時期にはなおさら強まることになった。しかしながら、エスマンらの世代が持っていた伝統的法学の緊張関係や、ディシプリンを構築するための意識的な方法論、ドグマティックな国家理論の必要性などの要素は捨て去られた。学問として、それ以外の言説と自らを区別する緊張は失われた。伝統的法学や帰納と演繹、実定法の解釈といったものは軽視され、事実の観察と現実の問題に対応しうる言説に至上の価値が与えられた。したがってバルテルミにとって「憲法学」とい

うディシプリンは「政治学」とほとんど区別のないものとなり、国家論は議会制論とほとんど区別のないものとなった。

もっとも、エスマンやデュギ、オーリウとの差異を強調するだけではバルテルミの憲法理論の位置づけとして適切ではない。バルテルミの議会制論を検討すれば、その構想はあくまで議会が中心である点で、議会制を換骨奪胎しようとする当時の国家改革論とは異なるものであった。この議会制観は、国家改革論の一つの実現ともいえる第五共和制、とりわけド・ゴールのそれには回収されえない。バルテルミにおいて執行権と議会は協働することにおいて結びつくのであり、議会は単に執行権を統制するためだけの機関ではない。その意味で、バルテルミはあくまで普通選挙に基づく議会制を擁護しており、執行権の強化や政党中心の議会改革を主張するにしても、議会固有の役割は失われていない。また、機能不全に陥った国家をどのように再構成するか、すなわち国家権力の復権が問題の中心であり、デュギやオーリウのように、国家それ自体、法それ自体が批判的に検討され、その再構築が目指されているわけではない。この意味でバルテルミはエスマンの継承者なのである。

「ディシプリンとしての憲法学」という観点からいえば、いわゆる「通説的」見解は、大学改革によるパリ大学法科ファキュルテという制度的裏付けを得て、『憲法原理』を出版したエスマンが担うことになった。その担い手がエスマンからバルテルミへと至ることによって、憲法学は、伝統的法学に社会科学を取り入れた国家論から、制度の運用面を主に扱い、現実的な問題に処方箋を出す「政治学化」した憲法学へと変容した。恐らくそれ自体は批判されるべきではない。伝統的な法学と科学の希求との間の関係性に無自覚になり、その緊張関係と協働関係を忘却した点が批判されるべきである。

## 終章

少なくともフランス第三共和制において、憲法学というディシプリンは、その誕生から強く歴史的に規定されており、社会的実践の中に生まれたものである。これ自体は言うまでもない認識であろうが、抽象的に「憲法学」や「憲法学者」が語られがちである以上、「ディシプリンとしての憲法学」という性格を強調することには意味があると考ええる。フランスでは、憲法学は広い意味での社会科学と、伝統的法学の折衷から生まれた。

そのような観点からみれば、少なくともフランス第三共和制においては、法的なものや政治的なものが截然と切り分けられていたのではなく、まさに「政治」と「法」の接点こそ憲法学の領分であったといえることができる。この意味で、戦後フランスにおいて憲法学から政治学というディシプリンが分離し、自律したことは、むしろ憲法学のアイデンティティを危機に陥らせるものであった。したがって、その憲法学の「法律学的傾向」は、憲法学が距離を置こうとした伝統的法学への回帰を意味するものとして、自然な帰結であると考えられることができる。また同時に、過度に「法律学化」した憲法学に対する批判が生じるのも、自然な帰結であると考えられることができる。本稿が示したようなフランス憲法学の歴史を考える



とき、「憲法学の法律学化」は、「政治学的傾向」の中で探求されてきた豊かな憲法理論を捨象することにつながりかねないからである。冒頭で紹介した『政治法』プロジェクトは、まさにそのような問題意識に立っていたのであった。

したがって、以上の議論がフランス第三共和制における憲法学の歴史に限定されたものであることを前提にしたとしても、そこから示唆を得るとすれば、現代の憲法学において必要なのは、憲法学が非-法律学的なもの、もしくはそのように見えるものとの関係をどのようにとり結ぶかという観点であろう。というのも、日本における憲法学は、「法律学」として自らを定位しようとする動きがますます顕著であるように思われるからである。伝統的な法律学観に基づく、裁判規範や緻密な法ドグマティークの研究はそれ自体として意味があることであろうが、そのみが憲法学であるとする狭いディシプリン観念にとらわれる必要はない。政治学や社会学をはじめとする社会科学や哲学的議論との一応の境界線は便宜的に承認しつつも（それもまたディシプリンの問題であろう）、それらを憲法学にとって有用な方向に活用するために、他のディシプリンとの提携を目指すべきではないかと思われる。社会科学としての法学、社会科学としての憲法学という理念は失われるべきではないし、少なくともフランスについていえば、そのような理念は歴史的にも根拠を持つものである。もっとも、それは法律学固有の方法論や解釈論を軽視することではない。両者は車の両輪であり、どちらかに偏すれば、ディシプリンとしての憲法学の存在意義を危うくする可能性がある。この緊張に耐えつつ、学問として自らを定位し続けること、それこそが「法」と「政治」の交錯点に身をおくことであろう。この課題は、フランスを代表する憲法学者として尊敬を集めていたジョゼフ・バルテルミがヴィシー政権の法務大臣へと「栄転」し、自身が批判していたはずのナチス・ドイツと協力した歴史に鑑みれば、極めて重いものといえよう。

以上、本稿はフランス第三共和制におけるディシプリンとしての憲法学の誕生、展開、変容を歴史的に明らかにし、憲法学という学問がいかなる方向に歩むべきかを検討したものである。